

1. 議 事 日 程 (3 日 目)

(平成30年那智勝浦町議会第4回定例会)

平成30年12月18日

9時29分 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

7番 曾 根 和 仁…………… 108

1. 太陽光発電設備の立地規制
2. 農業後継者の育成と遊休農地削減
3. 鳥獣害対策担当部署の確立

12番 東 信 介…………… 125

1. グリーンピア跡地の利活用 (桜の植樹など)
2. 弁天島前の県有地について
3. 本町の観光施策について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒 尾 典 男	2番 左 近 誠
3番 下 崎 弘 通	4番 中 岩 和 子
5番 石 橋 徹 央	6番 金 嶋 弘 幸
7番 曾 根 和 仁	8番 引 地 稔 治
9番 亀 井 二 三 男	10番 津 本 ・ 光
11番 森 本 隆 夫	12番 東 信 介

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名 (15名)

町 長 堀 順一郎	副 町 長 矢 熊 義 人
教 育 長 岡 田 秀 洋	消 防 長 湯 川 辰 也
総 務 課 長 塩 崎 圭 祐	教 育 次 長 寺 本 尚 史
会 計 管 理 者 西 眞 宏	病 院 事 務 長 下 康 之
税 務 課 長 三 隅 祐 治	住 民 課 長 田 中 逸 雄
福 祉 課 長 榎 本 直 子	観 光 企 画 課 長 吉 田 明 弘
農 林 水 産 課 長 在 仲 靖 二	建 設 課 長 楠 本 定
水 道 課 長 村 上 茂	

4. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名 (3名)

事 務 局 長 網 野 宏 行
事 務 局 主 査 青 木 徳 之
事 務 局 副 主 査 北 郡 克 至

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

再開に先立ち傍聴者の皆様をお願いいたします。

傍聴に際しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時29分 開議

○議長（中岩和子君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（中岩和子君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に従って7番曾根議員の一般質問を許可します。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、1点目、太陽光発電の立地規制について質問いたします。

まず、質問の最初に申し上げておきますが、太陽光発電のことで立地規制ということで、今回私が規制の必要性という、そういう考えで質問をさせていただくんですが、太陽光発電については御存じのとおり、国を挙げて再生エネルギーの主要な根幹ということで、風力等いろいろありますけど、これを推進してるということなんで、当然行政の側も推進の側の立場でもあることなんで、その辺のバランスというんですか、国民の大多数も原子力発電よりは太陽光エネルギーのほうがいいんじゃないかっていう、一般論的には皆さん思ってるし、私自身もそう思ってるわけなんで。ただし、今現在太陽光発電をめぐるのは法整備が追いついてないということで、地域にいろんな問題が起きてるという、だから推進もしなければいけないけど、規制もしなければ地域にとって今後大変なことになるという、その辺のバランスはしっかりと考えた上で、一方的に太陽光発電を糾弾するということではないということをお知らせ申し上げた上で質問をさせていただきたいと思っております。

今、申し上げたように、太陽光発電というのは非常に歴史が浅くて、2009年に太陽光発電の余った電気を電力会社が買い取るっていう制度ができて、そして2011年に国が固定価格買取制度っていうのを提唱して、それで2012年からその制度が発効して、それで今これだけ一気に普及し出したっていうことで、まだ10年たってない、七、八年しかまだ太陽光発電の事業化での歴史は浅いわけです。それで、じゃあ国のほうは、推進側の法整備っていうんですか、推進する制度はつくったけど、規制っていう面ではほとんど何らないに等しいということで、それで全国の自治体そして県知事だとか市町村会とかっていうそういう団体や、あと国会議員等が国

に対して、特に推進してるのが経済産業省のほうなんで、そこへ申し入れして、規制とはいかなくても何らかの指針を出さなければいけないということで、これは調べたら平成29年に、だから去年なんです、やっと事業者向けの事業計画設定ガイドラインっていうのが資源エネルギー庁からできたんです。だから、本当に法整備がおくれてるといって、これもあくまでもガイドラインなんです。だから、このことでお聞きしますけど、こういうガイドラインっていうのが太陽光発電を整備するに当たって事業者向けにできるといって、役場のほうでは御存じかどうかということと、ガイドラインっていうものはどれだけの効力っていうのがあるのか、その2つをお聞きしたいと思います。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 大変申しわけございません。私の勉強不足で、そのガイドラインについては承知はしてございませんでした。

ガイドラインというのは、指針という意味かと思われまして。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 私もこのことを勉強し出してこれを知ったわけなんで、課長と同じ立場です。

ガイドラインというのは、今課長が言われたようにあくまでも指針ですよ。要綱だとか、役場にもありますよね。それと同じで、法律じゃないんです。だから、条例以下のものですよ。これは30ページ以上あるものなんですけど、これ1部しかコピーしてないんですけど、非常に立派なことが書いてあるんです。太陽光発電設備をつくるときには、土地の造成から始まって災害に配慮しなければあかんとか、周辺住民にも協議しなければあかんとか、事業を終了するに当たっての撤去のことも。だから、このガイドラインのとおりをやったら、一切本当は地域で問題が起こらないはずなんですけど、多分ガイドラインを業者は知ってはいると思うけど、中身が結局ガイドラインだということではほとんど遵守されてないという、こういう現実があります。

それで、要は推進してる経済産業省のほうは、余り規制を先にやっちゃうと制度が普及しないんで、本気で規制する気もないと思うんですね。

その一方で、前年の平成28年には、これは環境省なんです、だから典型的な縦割りということで、環境省の側は太陽光発電が野放しに全国で普及していくといろんな環境破壊っていうことで影響があるんで、太陽光発電の規制をなさっていうことをあからさまに、同じ省庁同士なんでけんかになったらいかんで、そこは書いてないですけど、全国の自治体が太陽光発電に対してどんな環境に負荷がかからないような施策を講じているかっていう事例集を、環境省のほうで全国の自治体を出して、各自治体は何らかの太陽光発電に対する環境面からの規制をかける場合にはこういうのを参考にしなさいよっていう事例集を、資源エネルギー庁のガイドラインよりも1年早くに出してるっていう。両方が協力して一本化してやっていただいたらいいんですけど、こういう現実っていうのがあるんですよ。だから、国のほうもこんな状態なん

で、地方がこうやって混乱するのも無理ないということなんですね。

それで、和歌山県のほうがやっと本腰を上げてことしの3月に制度をつくってくれました。これ、名前は和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例ということで、多分資源エネルギー庁のこれを参考にしたと思うんですけど、これを下敷きにしたと思うんですけど、こういったことをきちっと事業者に遵守を求めてくださいよというような条例です。これが3月にできて、6月から発効してるということなんですが、この条文を見ていただいているかと思うんですが、これで十分でしょうか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 大規模な造成を伴いますような太陽光発電でありましたら、その条例で十分かと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 課長が言われました大規模なということなんですが、和歌山県ではこれが50キロワット以上ってということなんです。50キロワット以上っていうとなかなかぴんとこないんですけども、まあまあそこそこのものやったら規制はできるのかなというんですが、じゃあ小さい規模だったら問題がないのかっていう。仮に最初小さな規模でつくって、それがまた増設で大きくなっていく可能性もあるんで、だから最初から大きなものに網をかぶせるって、規制をかけるっていうのは、それはそれでええんですけど、小さな開発についても規制していかないと、そこの入り口のところで、そういうふうと思うんです。

それで、1つ自分の今回質問をするに至った事例、あくまでも事例なんで、これがあかんってということではないんですけど、私の住んでる市野々地区に今非常に大きな太陽光発電施設が建設中です。これは和歌山県の条例の基準をはるかに超えるんですけど、着工がことしの4月から着工なんで、県の条例の発効が6月からなんでこれの規制にかからなかったということ、和歌山県の条例では着工前に地元地域との協議っていうのも義務づけられてるけど、これがなかったんですわ、はっきり言って、条例の発効以前の着工ということ。

今、市野々区で進められてるのは大きな事業者で、経営母体はしっかりしてて大手流通業も営んでる会社で、ホームページもあって、平成27年のホームページで見ると1.5メガワットっていう、ちょっと単位が違うんですけど、これは1,500キロワットっていうもので、あくまでもホームページ上ですけど、そこへ4億8,000万円初期投資をして開発して、10年で初期投資は回収して、さらにその後10年、だから全体で20年稼働することで12億円以上の利益が見込まれるというようなそんな計画です。ただ、ここの業者のホームページを見ると、この市野々に今つくられてるのでも相当大きな、町内でも多分一番大きなものになると思うんですが、完成したら、だけど全国で今展開しているものの中でははるかに小さな事業所で、すさみ町にもこの6倍ぐらいの広さの太陽光発電設備を建設中ということ。ただし、ここは経営母体が大きな、多分上場してる会社だと思うんですが、しっかりしていて、条例の発効の前の事業なんですけど、地区のほうでも立地してる場所が以前7年前に土石流が起こったまさにその場所な

んですね。そこにつくってる。ただし、今、砂防堰堤がもうできてますので、理屈上はそこはソーラーの事業計画が進んでる場所の上に砂防堰堤を今、国交省がつくってますので、安全とは言えるのかもしれませんが、ただ以前7年前に土石流に覆われたような場所なんで地域としたり心配な部分もありますので、ほんで事業所に、間に県なり国交省なりに入っていたいで事業者とお話をしたいっていうふうに申し入れをしたら、快く引き受けてくれて、近々区と事業者と話し合いの場を設けてくれるという、非常に良心的な対応はしてくれてるということなんですね。

話が長くなりましたけど、このことが今回の私の質問のきっかけで。そういう県の条例ができた。そこそこの規模のは規制できるんだけど、うちの町内は災害の発生が非常に予測されるような場所がたくさんある。それで、なおかつそういうところを林地開発をして、例えば小さな規模のものであってもつくられると非常に心配やということで、小規模のものに対しても何らかの規制を町のほうで設けていかないと心配でないかという、そういう思いが強いんですが、その辺何とか町のほうで腰を上げるという、そういう気持ちはないんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 小規模なものに対しましての御質問ですけれども、本町では都市計画区域、宅地造成規制区域内外を問わず、本町内で行います3,000平方メートル以上の民間の宅地造成等開発に適用してございます土地の形質変更を伴う工事については、那智勝浦町宅地開発等に関する指導要綱の適用範囲を太陽光発電設備建設に伴う開発面積を3,000平方メートル以下でも適用するように改正したいと考えております。そして、安全面、排水計画そして景観など、事前に周辺住民に説明と調整を図るよう指導してまいりたいと考えてございますので、よろしくをお願いします。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 今の課長の話だと、今既にある条例なんですか、宅地開発にかかわる、それを一部太陽光発電にも適用できるようにということで、条文のところに太陽光発電設備とかを入れていただくという、それで対応できるというお話ですね。

それと、今最後のところで周辺地域とも話し合いというんですか、指導っていうふうに言いましたけど、指導だったら、このガイドラインと一緒に強制力っていうんですか、拘束力が無いんですね。だから、そういう建設に当たって地元地域との協議を指導じゃなくて義務づけるっていう、今の多分、町の宅地造成の条例の中には、その際に町に対して届け出なりの義務、許可の義務っていうことだけど、地元地区との協議とかがって、そういう条文は入ってないですよ。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 指導要綱の第19条に、開発行爲の計画についてあらかじめ周辺住民へ周知や説明等の調整を行うことと定めておりますので、その同意や説明を行った旨の書類をつけさせております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） あくまでも、これ難しいのは、経済行為を何でもかんでも規制できないので、どうしてもそれこそ周辺住民の判をもらわないと事業ができないとか、そこまでは言うてないんですけども、しっかりと地元地区、特に区と協議をしてもらって、そこできちっと心配の声だとかを十分言ってもらって、それに対するこういった配慮を、こういった工法にしますとか、そういう協議の場を設けるっていうことをきちっと盛り込んだ形にさせていただきたいんで、何かそういう今あるやつを、小手先と言うたら失礼なんですけど、でするよりも、専門的な条例をつくっていただけないかなと思うんですけど、それは林地開発なんかに適用できますか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 林地開発は1ヘクタール以上でございます。

林地開発の許可については県知事の許可になってまいりますので、本町では適用は難しい面がございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） だから、今、建設課長が言われたのは、そういう宅地造成的なものに対応してる条例ですよ。だけど、太陽光発電設備というのはどこに立地してくるかわからないので、それが農地のようなところであったり、そういうところであったり、林地、だから環境省の事例集なんかを見ると、いろんな方面から規制、アプローチをかけていかないと、既存の自治体が既に持つてる条例なんかの一部変更等での対応だとなかなか全てにわたって規制できないということで、景観を害さないというような景観条例をつくって規制をかけてるような、そんな自治体もあって。だから、結局太陽光発電によって影響を受けると思われるような部署がそれぞれ話し合ってもろうて、一番かかわってくるのは当然建設課だと思うんですけど、林地開発だとかそういうのに、今県が設けてるよりも少ない面積の制限、条例なんかをつくるというたら当然農林水産課のほうになりますし、美化条例だとかそういうもので規制をかけていくと思ったら住民課だとか観光企画課の担当になってくると思うんで、建設課だけで考えてしまわないで、そういう小規模の太陽光発電事業に規制をかける場合にはどんな方法が一番全てに対応できるかっていう、一旦建設課でそうやって対応しても、やっぱり抜け道というたら悪いんですけど、いろんなやり方でできてくると思うんで、その全てに対応できるような条例というんですか、規制を考えて、そのためにはいろんな自治体の事例を参考にさせていただいてから決めてほしいなと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議員おっしゃいますとおり、関係各課と十分協議を行いまして検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） どうしてもすぐ急げっていうことではないんで、太陽光発電はかなり今がピークかなとは思ってますけど、今はまだ国が原子力発電も同時に推進してるんで、もしこれが原子力発電に対する何らかの規制、原子力発電を余り稼働させないってなると、また再度太陽光発電がふえてくる可能性がありますので、今がピークだからこれ以上ふえないだろうっていうふうに思わないで、まだふえてくる可能性もありますので、じっくりいろんな自治体の事例を参考にして、できるだけいい、なるべく簡潔で、ややこしいと大変なんで、つくっていただきたいんです。

1つ、条例をつくるときに心配なのは、国や県の条例よりもうちの自治体はるかに厳し過ぎる条例をつくった場合、法的にどうなるんですか。答えられる。

じゃあ、よろしいです。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 僕が言いたかったのは、条例でもある程度、さっき言った自由主義の経済行為は法律に違反しない限り認められてるんで、余りうちが国や県がつくってる、各自治体がつくってる条例よりもはるかに今度厳しいような完璧なものをつくり過ぎると、業者から厳し過ぎるということで、これは違反やというて逆に提訴される可能性もあるんで、その辺だけ気をつけなければいけないけど、余り完璧を目指して太陽光発電事業者が那智勝浦町で全然つくれなくなっちゃうと、これもまた問題なんで、その辺のバランスを考えた条例をつくっていただきたいということで。だから、僕が思うには、条例の中に課長は太陽光発電というのを文章に盛り込むって言うたんだけど、なるべく太陽光発電だけを標的にしたような条例じゃないほうがいいのかなどという、そういう、万が一裁判になったら逆に事業者から訴えられる可能性がありますので。

1つ参考にしていただきたい条例がありまして、古座川町が去年に三尾川地区っていうところで太陽光発電の設備が、これもかなり大きなものなんですけど、山を切り開いてつくられたときに、古座川町の議会でも問題になって、条例をつくれというお二人の議員さんが質問に立たれて、それでことしの6月に古座川町が条例をつくったんです。本当に簡単なA4表裏1枚のもので、これは古座川町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例っていうことで、太陽光っていう言葉が一言も出てこないんです。これは要は一般的に土砂の埋め立ての規制っていうのを、多分県は3,000平米以上のやつを禁止してますよね。その小さい版なんですよ。だから、これだと500平方メートル以上の土地開発行為、これは地目を問わずです。だから、平場でも山の林地開発も全て含むと思うんですけど、500平米以上の土地開発行為を許可制にするっていうもので、なおかつ条文の4条というところに、工事を施工するに当たり、あらかじめ当該工事の施工に係る土地周辺の地区並びに関係者の理解を得なければあかんという、きちっと地元との協議っていうのも、条項も盛り込んであるっていうことなんで、これは太陽光発電だけじゃなくて、例えば建設業者なんか資材置き場とかという名目で土砂を積み上げて、それが崩れてくるとかって、よう奈良県だとか京都でありますけど、それ以外のものにも全て対応できるっていう結構すぐれもんじゃないかなっていう。だから、こんな形のものをつ

くれないかなと思うんです。

それと、もう一つ古座川町さんがすぐれてるっていうんですか、多分どっかのを参考にされたと思うんですが、平成30年6月13日にさっき紹介した条例はできたんですけど、全く同じ日に古座川町環境美化推進条例っていう、これは環境保全の面から面的な規制をかける条例も同時に制定して、これも中を読むと太陽光っていう言葉は一つも出てないんですよ。表向きだけ読むと、第1条で、この条例は町、町民、旅行者、事業者及び土地所有者が協働して環境美化を推進することにより、美しく住みよいまちづくりに寄与することを目的とするという、これだけ見ると一般的に町民の皆様や旅行者に、古座川町っていうのは環境を大事にしてる町だからそれに協力してくださいっていう、そういう条例なんですけど、だけど中身のほうを読んでいくと、事業者が、土地所有者が自分の土地に廃棄物を置きっ放しにしないようにと、それで環境、景観を損ねないようにという条項が入ってるんです。ここが実は太陽光発電に対応する部分なんですね。

要は、当然太陽光発電が今、立地して、開発に対する心配っていうのが当然あるんですが、太陽光発電パネルの寿命というのが大体25年から30年って言われてまして、これがあと20年後に果たしてどうなるのかなと。だから、先ほど私が紹介した市野々で今開発してる大きな会社でしたら、経営母体がしっかりしてるんで、また25年、30年たった後もソーラーパネルをやりかえて、更新して事業を継続していただける、もしくは引き揚げるにしても後片づけをきちりして事業を整理してくださると思うんですが、そうじゃない、買い取り制度があるからっていつにわかに始めた業者で、経営に行き詰まって太陽光パネルを放置したまま撤退されるような業者がひょっとしたら出てくる。そちらも非常に警戒しなければいけないということで、実はことしのこれが制定されたのと同じ6月なんですけど、たまたま偶然だと思うんですけど、和歌山県の仁坂知事も25年、30年後に太陽光パネルが大量廃棄されるときに、環境が、景観が損なわれるっていうことで、何かほかの陳情で上京したときに、国に対して、ガイドラインだけでなく、事業の終了後に事業者にはきちっと片づけをするようにっていうような、そういう法整備をしてほしいって申し入れをしてるんですね。だから、和歌山県の今回ことしの3月につくった条例だと、そういうとこまでまだきちっと盛り込んでないんですけど、国のほうがそういうことに対するきちっとしたのは出してないんで、まずは国から事業終了後のことについてもきちっとしてもらいたいっていうことで申し入れをしてる。

古座川町の環境美化推進条例だと、そこに今度対応できるんです。だから、あくまでも太陽光発電って書いてないんですけど、そういう事業を行う人が自分の土地に廃棄物を放置した場合には町長が指導できるっていうようなことです。だから、あくまでもこれは指導なんで、全くこういう指導に従わなかった場合には、これはしょうがない、お手上げなんですけど、条例化してるっていうことで、仮に太陽光発電事業が終了した後に放置するような業者が出てきた場合には町が厳しく指導できるっていう。だから、2本立てで、まずは設置のところで規制して、終了した後にきちっとしない場合には美化条例のほうで規制できるっていう、非常によく考えられてるなど、非常に簡潔な条例なんですけど。だから、そんなのを考えていただきたい

ということで、これになると建設課だけではできないので町長に、こういうすぐれたのが近隣の自治体でもありますので、こういうのを参考にさせていただいて。だから、県下でもかなり、多分紀北のほうだと思わすけども、10を超える市町村でこういった条例をつくってるっていうんで、それで紀南のほうはちょっとおくれるんですね。だから、古座川町さんが最初だと思いますけど。だから、うちの町も観光だとか熊野古道、そうした歴史文化遺産の豊富な町ですので、条例でもって太陽光発電というものが適正に発展していけるように何らかの条例の制定を関係部署に指示をしていただきたいんですが、町長の見解を求めたいと思います。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 議員お話の太陽光だけではなくて町の景観を守るであったり、住民の皆さん方の周辺の環境を守るという意味でも、さまざまな各市町村さん、先進的な事例があると思いますので、そういったものも十分検証といいますか、研究させていただいて、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） ぜひ、いっぱい探したら、あくまでも私もちょっとの時間で探したらこれだけ事例が見つかりました。ただ、ネットで拾う情報はなかなか一面的にしか書いてないんで、実際に行って、じゃあどうしてこういう条例の制定に至ったかとか、そういういきさつまで聞けると参考になる。

古座川町さんの場合には、行って、議会事務局さんに実はお世話になって、それでこの条例の制定のいきさつを当時の知ってる議長さんだとかに聞いて、これこれこういうことがあってこうなんだよとかっていういろいろな裏話っていうんですか、そういうのも聞けたんで非常によかったということで、実際担当者が行って調べていただいたら、もっといい、ひよっとしたらもっとすぐれた条例が全国の自治体にあるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いをいたします。

次の2番目の質問に移ります。

次に、農業のことになるんですが、農業後継者についての育成のことですが、農業後継者の育成と遊休農地の解消ということで質問させていただきます。

これは今回の質問、前の太陽光のとちょっとかぶる部分もあるのですが、太陽光発電のことでこれも複雑で、先日津本議員さんの質問の中に、そういう事業者さんがいろんな休耕田だとか遊休地を買いあさるというんですか、買いに来てるという行為があるので気をつけないっていうことだったんですが、一方でじゃあなぜそういう業者が来るかという、売りたい人もいるわけです。要は、先祖伝来の農地なり山林なりを持ち続けて、持ってるけども、それだけではやっていけないと。それで後継ぎもいないと。何とかして自分の代で土地を整理したい、お金にかえたいという、そういうニーズもあるのも事実なんで、だから一概にそういう業者の行為を非難できない。一方でそういう需要があるわけです。その人たちからしたら、そういう業者はたとえ安くても遊休休耕田を買い取ってくれるっていうことなんで、ありがたいという

ことです。だから、明らかに復田や復旧が無理な農地だったらしょうがないかもしれませんが、放置しとくと優良な農地まで将来的には太陽光発電施設が覆ってしまうような事態になりかねないということで、まずは1つはそういうことを防ぐにはどうしたらいいかっていうと、これは農業を盛んというんですか、今以上に農地を減らしていかないような何らかの努力っていうのもしていかなければならない。そうした農家さんが太陽光発電の業者に土地を売っていくようなふうにならないように、そういう人たちが耕作できないのであれば、何とか農地を維持管理してあげられるような方策を行政のほうで考えていかないと、一概に太陽光発電、そういう業者は非難できないということがまず1点なんです。

実際、農地転用ですとか、農地の非農地証明をしてもらって太陽光発電が設置されるような動きっていうのは、近年事例的にはふえてきてるっていうのか、今後ふえそうかっていう、そういうことは農水のほうで把握していますか。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

農地の転用でございますけども、近年で農地の転用をして太陽光発電設備を設置したというケースでありますと2件ございます。平米でいいますと1,945平米ございます。

そしてまた、本年ですけれども、非農地証明を取得いたしまして太陽光発電をするというようなケースも1件ございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 余りこの場所って特定するとわかってしまうんであれなんですけど、ちょっとそれっぽいのが車で走っててもあるんですが、今のところは農家さんもあれやし、農業委員会さんもむやみに非農地証明を出してくれというも認めないとは思いますが、それが5年、10年ではなかなかあれですけど、10年、20年休耕の状態が続いている農地だと、これはやむを得んやないかっていうような感じで、非農地でええやないかっていうようなふうにも、1つそういう事例ができると、たちどころにここがええんやったらここもっていうふうになってく可能性がありますので、非常に心配をしてるとこなんです。

それともう一つ、今回農地の農業後継者を何とか育成できないかっていうことの質問の一つで、防災面からも農業を振興できないのかなという思いがあります。

ちょっと飛躍する議論になるかもしれないですが、将来南海トラフ地震が発生したときに、沿岸部は非常に大きな被害を受けると思います。皆様、住んでる家を失うというような人がたくさん出てくる。それで、人口の集中してる海岸部が全部やられるということで、多分人口比でいったら、うちの人口の7割、8割の方がそういう被害を受けると。ただ、そのときに行政、国や県に助けをいただくっていうことが当然のことなんですけど、じゃあ長期にわたって、そこからどうやって住民、町が立ち直っていくかっていうことを考えた場合、僕は住民同士の助け合いっていうのが大きいんじゃないのかなと、最終的には住民同士のきずなが立ち直っていく一番原動力になるのかなと思うんですが、もしそういう被害があったときに、うちの場合

は被害に遭わない地区も若干あるわけで、私の住んでる那智谷も、宝永の地震のときには八反田あたりまで津波がさかのぼってきたっていうんですけど、井関から上のほうはまず無傷ですよ。それで、太田でも和田から上のほうは津波が来ないと思うんですが、そっくりそのまま残ると思うんですが。那智谷はちょっと農地が少ないんですが、太田地区っていうのは今現在農業が盛んで、そこには田んぼ、稲やったり野菜だったり、太田川の水もありますし、だから自然の防災倉庫っていうんですか、だから太田地区の農業、農地がしっかりしてたら、那智勝浦町にもしそういう何かあったとしても、太田地区へ行ったら食べ物もあるし野菜もあるし水もあるしっていうような、そういう天然の防災倉庫じゃないかなって思うんですね。これがもし反対で、20年後、30年後、いつかはわからんけど、そういう大きな災害があったときに太田地区が荒廃した休耕田の広がるそういう土地になってたら、助け合いどころか、こうなっていない。だから、要は津波に遭わない地域の住民が元気だったら、遭った人たちを助けられるという意味でも、太田地区の農業が盛んであれば、特に食料、だから家を失った方に対して、とにかく食べ物はいつでもありますよ、お米でも野菜でもどんどん食べてくださいっていう感じで、そういう助け合いができるのかなと思うんです。私はそういう思いであって、だから太田の農業っていうのが今現在ほとんど70代以上の方が支えてると、70を超える方が3町歩だとか、多い方は5町歩っていう農業を営んでるんですけど、これはいつまで続けられるのかなという。多分あと10年ぐらいが限界じゃないのかなということ、今何らかの手を打つとかなないと、後継者がいないと騒ぎ出してからじゃ遅いのかなという。防災面からも特に太田地区の農業の後継者をつくっておかないとって思うんですが、町長、飛躍し過ぎでしょうか、そういう考えは。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 耕作放棄地でありますとか後継者不足についての課題というのは、十分承知をしております。

それぞれの地域で、それぞれの場所でいろいろな課題があると思います。その課題は、それぞれあると思いますし、一度課題もきちっと洗い出しをした上で、本当にそこにお越しいただいて後継者となっていたいただけるのかどうかというようなことも含めて検討すべきかなと思っております。

防災・減災につきまして、不幸にも巨大トラフのような地震、津波があった場合には、まず皆さん方に無事にお逃げをいただいて、地域的には水没する住宅なんかが多いと思いますので、山沿いの平地、例えば太田とかというようなことで一時避難をいただいて、一時避難住宅というようなことで対応をして、そのバックヤードとして太田地区であったり市野々地区のお米であったりお野菜であったりというようなことで支援いただく、それはすごく理想的なものではないかなと思っております。そういう意味でも、太田地区あるいは市野々地区の農業をさらに復興する必要があるのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君）　そういうふうには町長に思っていたらありがたいと思います。

あと、内陸部という面では色川地区もありますし、宇久井のほうでいったら狗子ノ川だとか高津気とかもあります。そういうところについても、その地区の農業、農地が守られていれば、そういう災害のときにはそこも自然の防災倉庫、備蓄倉庫なり避難場所になると考えています。

町長さっき言われました、じゃあすぐにそういう後継者ができるかっていうと、なかなかその条件です。色川地区で農業の後継者をつくるっていった場合には、案外これは楽って言ったから失礼ですけど、自分の経験からいうとそんなにお金はかからないんです。要は、農地面積が狭いので、極端に言ったら農業機械がなくても農業ができる。要は、くわ1本からでも農業ができます。私も実は来たばかりは何も農機を持ってなかったんですけど、ちょっとずつ農機具を買いそろえてふやしていったんですけど、まあまあ極端に言うたら、100万円あったら草刈り機から小さな耕運機から買えますよね。一番高い機械でもハーベスターというて稲を脱穀する機械が60万円、当時それぐらいやったんですけど、買えるんです。だから、太田地区で新規就農で農業をやろうとしたら、前、石橋議員に聞いたんですけど、まずトラクターが要ってきます。それが二、三百万円するんです。それで、田植え機そしてコンバイン、乾燥機、それを収容する建屋まで入ると、1,000万円は軽く超えてくるという初期投資が要してくると。とてもじゃないけど、できないです、もともとの農家の息子か、お金を潤沢に持つてる方じゃないと。だから、太田地区で農業後継者を育成っていうと、それなりの条件整備をしないとイケないんですが、これはなかなか町だけではできないんで、これも全くのまだ提案ということなんで、すぐにじゃないけど考えていただきたいのは、JAとの提携だとか地域と提携をしていただいて、例えばなんですけども、町が建屋と場所は何とか確保しますと、じゃあ農機具はJAさんで中古でもええから程度のええのをそろえてくださいと、農業を教えるのは地域の農家さんが教えてくださいと、そうやってJAと行政と町と地域が一体となって新規就農者を支援するような機関、設備ができたなら、受け入れも可能かなと。だから、例えば地域おこし協力隊を募集をかけて、色川ではなくて、もっと本格的な農業をしませんかと。そのためのノウハウは教えます。農機具についても一式あるんで、場合によったら中古の農機なんかも就農する場合にはJAさんを通じて安く買えますよ。住宅なんかについても、農地や空き家もあつせんしますよという、そういう制度がもしできたら、そんなに丸々町がお金を負担しなくても、そういう後継者育成ができるのかなっていうふうには私は思ってるんですが、そういう構想ができないのかな、長い目で考えてしていただけないかなと思うんですが、それについて見解、お返事聞かせていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君）　農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君）　お答えします。

現在、新規で就農していただければ、農業次世代人材投資資金交付金、年間150万円ですけども、こういったものを活用していただいている方もございます。そしてまた、農機具等を購入する場合には、経営体育成支援事業といたしまして、国費のほうで30%ほど補助もございま

す。そういったことで今のところはやってる状況でございますけども、議員の御提案、かなり大きな御提案だと思うんですけども、こちらのほう、人材のニーズ等々あるかっていうのも私のほうでも把握してございませんので、JAそれから関係機関にもこの辺のことを一度聞いてみたいと考えるところでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 本来、こういう仕事は役場以上にJAさんです。農協さんは農家がなければ本当は成り立っていかない。ただ、今は金融で何とかやってるんで、余り営農に力を入れてないんですけど、JAさんも今、JAみくまのを、JAを改革せなあかんということで、こんなパンフレットをつくってました。そこでJAのトレーニングファームっていうのが載ってるんですけど、これも前からやってるんですけど、下里にJAさんがビニールハウスを幾つも立てて、本来の目的はそこで新規就農者にハウス農業というのを習得してもらって、技術をつけてもらって、それで地域に定着してもらうっていうなんで設けたんですけど、実際にはそれがそんなふうには活用してなくて、今は農協の職員さんがそこでハウレンソウをつくってAコープで販売してるっていうことで、本来的な使われ方はしてないんです。だから、JAさんも新規就農者を育てなければあかんという思いはあるんで、だから多分太田地区で新規就農しても稲作だけではとても食べていけないんで、稲作の技術も学び、野菜なんかもJAのこういうハウスがあるんで学びっていう、その辺知恵を出し合ってやっていかなきゃなと思うんですけど、さっきは私の思いついて言うたんですけど、ただ何かそれが誇大妄想を語ってるなって思われたらあれなんですけど。実は私が今言うたようなことは、森前町長が公約のほうで掲げられたんですよ。私のさっきの自給体制のつくりなんていうのも、そっくり森前町長の公約の中からの実は引き写しなんですけど、地産地消を推進するなど持続可能な地域自給体制の構築を図りますっていうふうに産業振興のところでは言ってるんです。ほんで、JA、漁協等と関係諸団体と協力し振興に努めますということで言ってる。だから、こういう大きな構想を描いてたっていうことで、実はこれを最初読んだときに前町長、まだ就任前だったんですけど、僕もこういう考えなんですけど、これはでも大き過ぎる構想ですねと、すぐできないですよって当時私もついうかつに言うてしまったら、前町長が町長就任前だけ何て答えたかという、いやこれ、町長になろうとする者がこういう大きな構想を町民にお示しできなくてどうするんですかって、これぐらいの構想、すぐできなくても持ってないとだめですよ、あなた何を言うんですかって軽くたしなめられまして反省したんですけど。やはりこういう大きな構想を私、議員とかじゃなくて、町や行政のほうを持っていたら、そういう日々の当然こなさなければならぬ業務は多々あると思いますけど、大きな構想なんかも温めてもらって、時と場合によっては町民に披露していただければ、町民に対して夢や希望が広がってくるということで、町長にはこういう大きな構想を描いてもらわんと。前町長と比較つちゅう面で名前を出したんじゃないんで、前町長は職制上は県のナンバーズリーとかまで行ったけど、ローカルなことっていう面では堀町長のほうが地元密着で、それで地域振興の部署にもついてられたっていうんで、

そういう面では地元をよく把握してるっていう上ではずっと能力がまさってると思いますので、こういう特に農業だとか漁業だとか観光っていうような大きな構想、きのうも観光のことで質問がありましたけど、大きな構想をすぐできなくてもいいんで描いていただいて、多分引き出しにはいっぱい構想が入ってるけど、まだ出し惜しみというんですか、まとまってないから披露できてないんじゃないかなと思うんですが、そういったのをいずれ発表をしていただきたいと思います。

農業振興については以上にしまして、それで最後の質問で、鳥獣害対策のことについて質問します。

鳥獣害対策担当部署の確立ということで質問させていただきますが、鳥獣害対策については以前はほとんどイノシシの害が主だったんで、猟友会に委託をするっていうことで済んでたんです。ですが、近年イノシシの害だけではなくて、鹿の害、そして猿の害が深刻になってきて、今までの対策ではできないということでいろんな対策が図られてるということなんですが、獣害の予算的にはこの近年鳥獣害対策の予算はふえているのか、横ばいなのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

鳥獣害対策の予算的なものでございますけども、平成28年10月から地域おこし協力隊のほうを雇用させていただいてございまして、28年度あたりから徐々に予算規模のほうはふえてございます。

それ以前ですと、有害の補償金であるとか電気柵の補助であるとかだけですので、1,700万円ほどの予算でありましたけども、28年度以降ふえておりまして、29年度に至っては2,700万円、30年度の予算に至っては3,300万円というような格好で来ております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 額的には物すごい大きな額ではないけど、だんだんふえてきてるということですね。

いろんな公共施設の整備で莫大なお金がかかる中、なるべくお金もかけずに対策を進めていきたい。これは行政が皆担うんじゃなくて、できるだけ地域住民、特に農業者にも協力してもらって被害対策に当たっていったらというのが一番理想ですよね。そのことも踏まえてだと思っておりますが、3年前から地域おこし協力隊の鳥獣害対策に特化した協力隊員を募集っていうことで、一番最初の方が入ってちょうど3年たってくるんです。だから、最初に入った方が卒業していくんですが、現在3名の方が活動していただいていると思うんですが、事業の検証っていうのをやる必要があるんですけど、3年間地域おこし協力隊獣害対策の方を雇用して成果は出たと言えるのかっていう、その辺を教えてくださいませんか。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

28年10月から鳥獣害対策専属の地域おこし協力隊を採用いたしました。29年4月に1名、29年9月にもう一名と、現在3名体制で担当エリアを決めて対応に当たっているところでございます。

この対応につきましては、町民の皆さんの周知もかなり広くされておりまして、十分な体制とは言い切れませんが、この人たちについても毎年研修等々しまして、スキルも身につけていただいているところでございますので、成果のほうは上がってきていると考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 成果を認めていただいているということで、よかったなと思ってるんですが。主に色川をフィールドで活躍していると思うんですが、ちょうど私が色川から市野々へ引っ越してくると入れかわりだったんで、彼らの活躍っていうのは直接は見てないし、一緒に仕事もしてないんですが、いろんな評判を聞くとようやってくれているということを聞きます。

それで、彼らのすぐれているのは、猟友会さんだったらやっぱりイノシシです。イノシシとかについてははっきり超ベテランなんですけど、彼らは鹿の害とか猿の害について大分最先端の技術を研究してくれてます、いろんなところへ視察へ行ったり。猿については、これは自慢するわけでもないんですけど、色川の鳥獣害対策協議会っていうのが15年ぐらい前にあって、こっちへ引っ越してくる前はずっと会長をやっていたんですけど、発信器をつけて猿を追跡するとか、そういうのはノウハウは僕らがやって、彼らにも引き継いでもらって、それをまた進化してくれているんです。もっと新しいのはセンサーを導入して自動的におりが落ちるとか、いろんな最先端の技術を導入してくれているということで頑張っているんですが、それでなおかつ地域おこし協力隊ということで、総務省がお金をくれているから、一応理屈の上ではただで働いてもらっているようなもんです。だけど、彼らが卒業していってしまうと、どうなってくるのかなというのが心配なんです。だから、じゃあまた獣害の対策の協力隊をまた呼び続けて入れていくのか、何とか彼らの専門能力を生かすために町が抱えていくのかなということで。ただし、本採用っていうのは、試験を受けて入ってもらうというのはなかなか大変だし、臨時職員で1年間また雇用するっていうと当然給料が発生するし、多分本人さんも、今は割合比較的に地域おこし協力隊というのは特別職の公務員なんで、町に言われた仕事しながら自分の好きなこともできますよね。だけど、臨時職員になったらそこができないから、本人も望んでないと思うんです。けども、彼らの力をもし借りていきたいとしたら、どうやって彼らを身分保障してくのかなっていうのが頭を悩ますんですけど、制度を活用するんだったら鳥獣害アドバイザーっていうのを実際置くことができるっていう制度がありますんで、そういうのに任命して委嘱してやってもらうっていうのもあるんですが、それもいろいろ縛られると思うし、あとは教育委員会の指導員みたいな感じで委嘱して必要なときに出てきてもらって、報酬っていうんですか、謝礼を払うというような、何かいろんな方法が考えられるんですけど、せっかくそういう専門的な鳥獣害対策の技術を身につけた方をどうやってつなぎとめてくのかなっていう、その知恵を絞らなアカンのかなと思うんですけど、今のところ農林ではどういうことを

考えているんですか。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

3年間従事していただいたということで、先ほども申しましたとおり、研修会等々行きましてスキルもかなり身につけていただいているところでございます。当課といたしましても、引き続きこの地域で獣害対策に従事していただきたいという思いがございます。そういったことで、議員がおっしゃいますとおり、報酬面であるとかいろいろ問題もありますので、本人の意思もでございますけども、やっていただけるのであればこのまま引き続きやっていただくような格好で、いろんな工夫を現在のところ考えておりまして、来年の当初予算に向けて詰めているところでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 当然本人の意思っていうのも大事なんですけど、多分そういう鳥獣害対策の技術を持つてるといって、ある意味人材なんで、逆にほかの自治体からあんた来てくれと言われて、住居も用意するっていったらそこへ行かれますよね。だから、その辺がでも難しいところで、どうやってするのかなっていうことなんですけど。猟友会に委託していただいている以外の猿とか鹿とか、そういう被害対策を事業委託するような形で、委託料を払って年間を通じてこれとこれとこういうことをやってくださいよっていうふうに、そういう人らにやるやり方っていうのはできないんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

そういった方法もできないことはないと思いますけども、そういった場合にはかなりの経費も要ってこようかと思えます。そういった経費面もいろいろ考えて、なるべく少ない経費で、そしてまた大きな成果を上げれるように工夫して考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） そうですね。だから、地域おこし協力隊だと多分月に15万円ぐらいはいただいているんですか。だから、それが何にもなくなって、行政のほうもそんなにいせれないといった場合に本当に悩ましいところですよね。それっていうところなんですけど、何か事業委託みたいなのがいいのかなって思うんです。あとは、それ以外の食べぶちを自分で何とか見つけて、農業をやるなり見つけていただいたらという。

さっき、色川の鳥獣害対策協議会のことを紹介させていただきましたが、もうちょっと事業委託っていうことで言うと、色川の鳥獣害対策協議会っていうのは、色川地区の獣害対策でも特に猟友会はイノシシのこともやってくれてるんで、猟友会が対応できない鹿とか猿、当初は猿だけだったんですが、は全て引き受けますよということで、そのかわりお金が要るんでちょっとお金頂戴よということでやってるんですが。だから色川地区から事業委託を受けてる。財源

は何かっていうと、中山間直接支払っていうお金が色川地区におりてるんです。15年ぐらい前、私が鳥獣害の会計をまず持ったときに、当時は300万円ぐらいだったです。今は、いろんな面積もふえて800万円近く大分ふえていますけど、色川地区にそうやって300万円ぐらいおりて、それをまた地域の共同作業、草刈りをやったり個人に分配したりするんですが、分配する前にまず1割、30万円ぐらいを鳥獣害対策協議会に頂戴よと、そうしたら30万円の範囲で色川の地区の猿や鹿対策をやりますからっていう取り決めをして、それで委託を受けてやることになったんです。ただ、30万円しかないんで、猿につける発信器だとかおりを購入したり、受信機を買ったりって、大体それで使い切ってしまうと、6月から大体9月ぐらいは追い払いをやるんだけど、見回りの人に日当を払わなあかんけども、1日2,000円しか出せなくて本当につらかったんですけど、3年前までは私が会長をやって、今は引いて、新しい方に聞いたら今は30万円の予算が40万円にふえて、日当ももうちょっと3,000円かぐらいは出せるようになったって言うんですが。そんな形でその方らに何か組織をつくっていただいて、町の獣害対策を受けていただいてっていうのがええのかなと思ってますので、ぜひ実現をしていってほしいと思うんですが。あと時間もあれなんで。

1点、そういう先ほどの2番目の質問の遊休農地対策ですとか、鳥獣害対策ですとか、だから非常に公益性を持ってるんだけど、じゃあ町が直接それにお金をかけてやっていくっていうのもしにくいということなんですけど、そういうのを何とかできるようにするためにっていうことで、農業公社のような町なりJAさんなりが出資していただいて法人ができないのかなっていう思いがしています。

農業公社っていうのは特別なもんじゃなくて、これ覚えてるかどうかわからないけど、1993年にガット・ウルグアイ・ラウンドというのがあって、米が一部自由化されて外国からお米がどんどん入ってくるようになった。それで、そのときに政府が海外から米が入ってくるんだけど、それに太刀打ちできるような強い農業をつくらなあかんということで、大規模農家の育成っていうのをまず一つ図り、それプラス集落で法人をつくってもらって、個人の大規模な農家と同時に法人経営の大規模な農家、そういうものをつくって農業を維持していくっていうことで、莫大な補助金を投入して水田農業確立対策っていう事業を、当時農業担当やった方なんかは知ってるんじゃないかと思いますが。それと並行して、どうしても脱落してくるような農家さんが出てきます。そういう休耕田が出ないように、脱落してくる可能性のあるところは行政が引き受けて耕作請負をするっていうような。だから、個人の大きな農業とそういう法人経営と、あとはそれにもかからないのは行政が引き受けてできるように、行政もそういう農業ができるように制度改正をして、1992、3年ぐらいからつくられて、今全国で200ぐらいの農業公社があります。受託作業をやってるんです。よう耕作できない農家から土地を借り受けて、それを人を雇用してつくってるんですけど、うまくいってるところはそこそこ黒字だけど、行政がやってることなんで赤字のところが多いですけど、ただ公益性っていうことを考えたらそういうのもありじゃないのかなと。ただ、主に農業公社が普及してるのは、北陸だとか東北だとか中国山地のほうです。比較的農業が盛んなところなんですけど、この辺では余り事例がないんですよ。だけ

ど、そういう農業公社っていうのも一つの解決のパターンで、だからそういう法人をつくって休耕田対策だとか鳥獣害対策だとか、休耕田で今シルバーの方に刈ってもらってる草刈りだとか、そういうのを公社が引き受けてやっていったら雇用にもなるしということで、ひとつそういう農業公社っていうのを考えていただけないかなと思います。

近くになかなか事例がないっていうことなんですけど、唯一、まだ成果は出てないんですが1件だけ事例があって、熊野市、三重県の、が昨年農業公社を設立をしたそうです。もともと熊野市はふるさと振興公社というて、紀和町が千枚田の維持だとか、あと特産品の開発っていうことで振興公社、これも公社です。三セクをつくってやってたのを合併のときに熊野市が引き受けて、それは熊野の市長が理事長になってるそうですが、ふるさと振興公社っていう、森前町長が地域の特産物を販売する地域商社をつくりますっていうことも公約に上げて、まさにその商社です、特産品を開発して売っていくっていう。北山村のじゃばらの加工をやっているのも、そういう振興公社です。熊野市は振興公社のさらに子会社、振興公社はたしか財団法人か社団法人だったんですが、子会社で株式会社で熊野市農業振興公社っていう農業公社を昨年つくったんです。これは実際に実働がまだこれからなんですけど、農業をやりたいっていう地域おこし協力隊を雇用して、熊野市も特に旧紀和町だとかなんかは中山間地区なんで、そういうところの休耕田を市が引き受けて、その耕作をやっていくっていうことで立ち上げたそうです。まだこれはうまくいくかどうかかわからないんですが、一つの可能性を秘めてると思うんで、近くなんで参考にさせていただいて、もしそれがうまくいけばって言ったら悪いんですけど、参考になるようであれば、うちも導入をするっていうのも一つの手なのかなというふうに思いますので、ひとつその辺研究をしていただけないでしょうか。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、農業をされてる方の年齢もかなり上がってきてございまして、このまま行きますと10年、20年先、荒廃地がふえてくる可能性もございまして。そういったことで、先ほどの提案、熊野市の農業公社の件でございまして、一度そちらのほうに出向きまして研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 議員なんぞ言うばかりで、自分がやらずに提案ばかりして申しわけないと思うんですが、私自身も何とか農業のほうで頑張りたいと思って、色川で頑張ってきたし、市野々でも頑張ろうとしてるんですが、いかんせん大きな農機具っていうのを一からそろえるのが難しく、色川で使ってた機械では市野々は農地が広いんで太刀打ちできないということで、でも自分の年齢を考えるとこの先無理やし、行政のほうでそういう制度をつくってもらって新しい農家さんを引っ張ってきてもらって、地域の、特に那智谷はあれですけど、太田地区の農業をこれから支えてほしいし、浜ノ宮のところなんかでも非常に休耕田があってもったいないと思うんですけど、あれをじゃあ実際に復田しようと思ったら大型機械が要

ってくるっていうことで、何とか新規参入者が大型機械を手に入れて営農できるような仕組みっていうんですか、つくっていただきたいと思います。

町長には大きな構想みたいのを何か考えていただいて、それをいろんな機会に町民の皆様に披露していただけたら、農業振興だけに限りませんが、まだ大きなクリーンセンターを初め、問題もありますけど、こういう地域振興のことも考えていただきたいなと思います。年が明けたら成人式がありまして、成人の皆様にもそういう構想、農業に限らずしゃべっていただいたら、大体成人式のときには町長さんは作文みたいなのを読んで、余りおもしろくないんですけど、そういうかたい挨拶は教育委員会のほうがしますので、町長さんにはそういう希望のある挨拶をしてもらって、そうしたら若い方、町長がそういう構想を持ってるんやったら帰ってこようと思う。もしその中に医者や看護師になって帰ってくる人があったら、本当にあれなんで、ひとつそんなことでよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（中岩和子君） 7番曾根議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開11時。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時44分 休憩

10時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、12番東議員の一般質問を許可します。

12番東君。

○12番（東 信介君） それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。

通告順にお聞きしていきます。

グリーンピアの跡地の利活用についてお聞きします。

○議長（中岩和子君） 利活用についてのその後。

〔12番東 信介君「うん」と呼ぶ〕

はい。

○12番（東 信介君） グリーンピアの跡地の利活用をどうされるのか、これから、お聞きします。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） グリーンピア南紀跡地の用地につきましては、特に何かするという事は皆さん方に御相談だと思います。

今現在、防災・減災そして中央防災会議で示されました巨大トラフ地震のおそれがある場合は1週間避難でありますとか、そういったことが提言もされております。また、不幸にも地震、津波で被害を受けた場合はそちらのほうに一時的に避難をしていただいたり、あるいは避難者住宅を建てたりということで、特に那智勝浦町は浸水域外の広場がございますので、で

できればそういう形で今現在は使っていく必要があるのかなというふうに考えてございます。もし起こった場合の使用方で、ほかの活用については、今後皆さん方と一緒に検討していくべきものだと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 東君。

○12番（東 信介君） 災害時のことを考えられて置いておくのも、僕も東北の津波の際にこういうところは必要やなと思って、ちょうど高速道路に直接出入りできるような形になっているんで、自衛隊が駐屯したり支援物資の集積所とか、そういうことは必要やなと思って、適したところやなとは思っていたんですけど、そういうふうに活用していただけるんやったら塩漬けになったような土地ではないなと思って今感じたところです。

ちょっと平地が少ないのが気になりますけど、那智勝浦町域だけじゃなしに、災害時やったらグリーンピア全体で考えたらええことやと思うんで、その辺は活用の仕方やなと思います。

そういうふうに置いておくという形でされるんやったら、今まで僕は何回か一般質問させていただいたんですが、桜の植樹についてどのようにお考えなんか、その辺をお聞きます。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） グリーンピア跡地の利用につきまして、桜の植樹ということもそうなんですけども、今、町長からおっしゃられたとおり、本町にとって数少ない高台の平地として価値のある土地であるというふうに認識をしております。その場所に植樹を行うということにつきましては、桜の名所なり新たな観光資源をつくるということにつきましては大変魅力的なお話なのかなと思っております。利活用の方法としては、先ほども申し上げましたとおり数少ない平地ということもありますので、なかなか難しい点もあるのではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） きのもその辺をお聞きして、僕の説明不足やったんか、ボタンのかけ違いというか、僕は平地に桜を植えてくれということじゃなしに、山の斜面に植えてくださいということを言いたかったんですけど、その辺が提案の説明力の不足やと思うんですけど、例えば災害時に使われる平地じゃなしに、山の斜面に計画的に植えてくということはいかがですか。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

私どもとしましては、当初、議員もおっしゃっていただきましたけども、議員御提案の場所についてはグリーンピア内の平地という認識でございましたので、利活用については難しいものではないのかなということで前回の御答弁もさせていただいたところでございます。山と平地の認識の部分で確認が不足しておりました。申しわけございません。

その上で、御質問いただきました山の部分での利活用についてでございますけども、現時点

で実際のところ有力な利活用案というものがございません。植樹ということでございますけども、植樹につきましてはグリーンピアにということには限らず、誰がどの場所にどのような方法で植えるのか、また場所によっては現在植わっている木との関係などの問題も出てくる可能性があるかもしれませんので、それらの点を踏まえて、含めて、まずは勉強させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 去年、100年ぶりに発見されたクマノザクラというのもすごい魅力的やと思うし、山桜の新種ということで、9種類の山桜にプラス1種類のクマノザクラということらしいです。国内である桜のほとんどは、9種類の山桜から派生して100種類ぐらいになってるそうなんですけど、ここでクマノザクラというのが100年ぶりに発見されたということで、ぜひクマノザクラとかも活用していただきたいと思いますと思うんですけど、グリーンピア跡地というのは熊野古道や公園化されてあるところなんで、美化的に配慮されて桜を植えていただきたいと思うんですけど、その辺は町長、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 山桜を植えて美観を整備ということ……

〔12番東 信介君「クマノザクラでも」と呼ぶ〕

クマノザクラ。

グリーンピアに限らず、私は那智の滝100年の森ってということも提唱をさせていただいています。以前から世界遺産登録の周辺、あるいは熊野古道と言われるところへの植樹をしてはどうかというお話も頂戴しておりますし、特に那智川沿いの砂防堰堤周辺の景観保全も必要があるかなというようなことも考えてございますので、クマノザクラに限らず景観について配慮するような取り組みが必要ではないかなと思っております。そういう意味では、グリーンピアに通っています熊野古道、今でも十分僕はきれいな道だと思っておりますので、もしさらに植樹ということであれば、少し検討の余地はあるかなと思うんですけど、今でも十分グリーンピアの古道につきましてはきれいに整備というか、管理をされていると思います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 最初の趣旨は桜の名所づくりということでお話しさせていただいたんですけど、宿泊施設の閑散期にいかにお客さんを寄せれるかということだったんですけど、グリーンピアという特性もあるんで、そういう面から桜の植樹をしていただけないものかなという問いがあったんですけど。熊野古道を守る会とか、そういう方々がきれいにさせていただいてますよ。管理もされてると思うんですけど、お金を出して。だから、それにプラスアルファしていけるようなことで何かできないかなと思って、こういうふうな提案をさせていただいたんですけど、きれいはきれいですよ。美的に熊野古道を歩かれる方々に、ああ、桜が咲いて季節になったらきれいやなというような思いのために植樹はいかがですかというお話をされたん

ですけど、町長、その辺質問の趣旨が通ってなかったんかと思うんですけど、その辺はどうですか。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 熊野古道を歩かれる方というのは、いろんな思いを持って歩かれてると思います。そういう意味では、季節季節に花が咲いてるですとか、紅葉がありますとか、そういったことの修景といいますか、そういったものが必要だと考えてございます。今で十分かと言われると疑問符がつくようなところもございますが、グリーンピアにつきましては十分お楽しみいただける景観ではないかなというふうに私は考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） わかりました。これに関しては、またもう一回一般質問させていただきます。

次に、弁天島の前の県有地について以前一般質問をさせていただいたんですけど、その辺はいかがですか。ことしの観光協会のカレンダーですか、弁天島のきれいな写真も載ってるんですけど、この辺について、県有地なんで町がどうこうということも難しいんやと思うんですけど、その辺は観光的に考えていただいて何かの配慮ができんもんなかなということをお聞きします。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

栽培漁業センター跡地につきましては、ジオサイトも近くにあり、景観が非常にいい場所でございますので、町なか周遊の拠点の一つとして有効に活用できないか検討しているところでございます。その検討に当たりまして、当該地につきましては県の所有ということもございまして、県に対しては当町にとっても有効に活用できないのかということをお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ぜひよろしくお願いたします。

次に、本町の観光施策についてお聞きしたいんですけど、何人かきのうも質問の中で来年度予算、3月の予算までこれから検証してつくっていくという回答だったので、どうせ同じ回答じゃないかなと思うんですけど、その中で町長の答弁の中で、来客宿泊者数ですか、90万が46万になって大変やという答えがあったと思うんですけど、これから耐震とかホテルの減少とか再開もあると思うんですけど、宿泊できる客室の数はどういうふうになっていくのか、その辺はデータとか何かありますか。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

町内の客室ということにつきましては、全て把握しているわけではございませんが、皆様御

承知のとおり、耐震工事ということでどんどん客室のほうが減っているという状況でございます。

ただ一方で、民泊を含む簡易宿所という宿泊形態がふえてきておりまして、そういう意味で当町においても平成28年以降、14件新たに許可届け出されているところでございます。そういう簡易宿所系の宿泊については、今のところ宿泊数の数っていうのがしっかり把握できておりませんので、これにつきましては任意の報告になりますので、どこまで協力していただけるのかわからない状況ですけども、なるべく客室の状況等把握に努めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 僕は46万人になったさが大変やなという思いもあるんですけど、現実、地元の人が観光でにぎわったあるという意識っていうのは、90万人のときにも果たしてあったのかなと思って。今の倍以上来てくれるから、観光で町なかがにぎわってるようなという意識っていうのが90万人のときあったかなって。じゃあ、温泉ブームのときに、来るときみんな困り込みで、ホテルから出さない状態で勝浦がにぎわってたかなという意識があるのかなといったら、そうではないんじゃないかなと思うんですけど、よく地元の人がにぎわうという意識は、僕らは子供のときだったんですけど、観光のお客さんが浴衣を着て、げたを履いて町なかを歩くっていう、そういうことがにぎわうというイメージで持ってられるのかなと思うんですけど。46万人の宿泊者数というのは、今はホテルの中で食事をされていくということで、以前にも民泊さんとか簡易宿泊所っていうのは泊食分離でやられてるということで、よく食事するとそういうところのお客さんがちょくちょく来てくれるようになったよっていう声もちょこっと聞いてます。46万人で、例えば先進地でも泊食分離とかを進められて、多分今の勝浦の状態やったら、全部泊食分離にしたら、じゃあ受け入れどうすんかっていうことが問題になってくると思うんですけど、部分的に泊食分離を進めていけば、受け入れもできるような状態が整ってくると思うんですけど。46万人の中で例えば5%、10%とかという泊食分離を検討していくと、かなりの人が町なかへ出てくれると思うんですけど、そうすると46万人でもかなりのにぎわいが町なかに出てくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 泊食分離についてでございますが、46万人中5%でも10%でもっていうことであれば、当然その方々が町なかの飲食店に出てきていただけるっていうことになりますので、飲食店等、町にも活性化っていう意味ではいいのかなと思ってございます。そういうことで、地域にも広範囲にわたって経済効果っていうのがあらわれるのかなっていうふうに思っております。この泊食分離っていうメリットを生かすっていうのが観光庁のほうでも推奨されておるところでございますので、当町においてもインバウンド対策等を含めて取り組んでいかないといけないことなのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） インバウンドのニーズが、一番この泊食分離のニーズが多いと先進地でもそういうふうを考えられてるし、現実、大型ホテルでも宿泊定員数ほど宿泊者数がとれんという、従業員さんが雇用し切れないというところもあるんで、その辺も検討課題としてこれから当局のほうも検討していただきたいと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 検討してはどうかということについてでございますけども、当然今後、今の観光のニーズというのが多様化しているところでもございますので、そのニーズに答えるという点においても対応していかないといけないのかなというふうには考えております。特に泊食分離というわけではございませんけども、大きくいえばインバウンド対策にもなるのかなとも思っておりますので、多言語対応であったり、キャッシュレス、Wi-Fi等々、インバウンド対策を進めていく中での一つだと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ぜひよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（中岩和子君） 12番東議員の一般質問を終結します。

以上をもって本定例会に通告されました一般質問は全部終了しましたので、これをもって一般質問を終結します。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時19分 散会